

2020年（令和2年）5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

食品衛生関係営業施設等の監視指導に係る
コンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）4月27日付けで諮問（第1009号）された食品衛生関係営業施設等の監視指導に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 現状と諮問に至る経緯

2018年（平成30年）6月に食品衛生法が改正され、我が国は、食を取り巻く環境変化や国際化に対応した食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、食品等事業者（以下「事業者」という。）による衛生管理の向上及び食品による健康被害情報等の把握を的確に行うための措置を講ずることとなった。

また、行政手続の電子化について、2016年（平成28年）6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016では、事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、事業者目線で規制改革を行い、行政手続の簡略化及びIT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとしている。特に営業の許認可など、事業者負担の重い分野については、2020年（令和2年）までに行政手続コストの20%以上の削減を目指すこととしている。

これらのことから、厚生労働省は、食品リコール情報の一元管理及び情報発信、各種申請を要する食品事業者の増加への対応並びに牛肉を輸出する際に必要な衛生証明書発行業務の効率化に対応するため、食品衛生申請等システム（以下「システム」という。）を導入する。

本市は、今後、食品衛生に関する事務を行うために、システムにログインし、システム上で事業者の申請事項の確認及び代理入力を行う必要がある。

以上のことから、システム上で事業者の申請事項の代理入力を行うことは、コンピュータ処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理を行う必要性について

事業者は、インターネットを介してシステムに接続し、事業者の基本情報の登録、食品リコール情報の登録及び食品に関する営業の申請等を行い、生活衛生課食品衛生担当は、総合行政ネットワーク（L G W A N）を介してシステムに接続し、事業者の申請等内容を確認する。インターネット環境がない等の理由により、システムを用いた入力ができない事業者については、生活衛生課食品衛生担当が代理で入力を行う。

本市において、事業者の基本情報、食品のリコール情報及び食品に関する営業の申請等の代理入力を行うため、コンピュータ処理が必要である。

(3) コンピュータ処理を行う内容について

ア 事業者基本情報について

事業者は、事業者の基本情報をシステムに入力することで、システムの利用登録を行う。

生活衛生課食品衛生担当は、インターネット環境がない等の理由により、システムを用いた基本情報の入力ができない事業者の代理で入力を行う。

イ 食品リコール情報について

事業者は、食品の回収事案が発生した際、当該事案をシステムに登録する。また、当該食品の回収の進捗により回収状況（経過・終了）を更新する。

生活衛生課食品衛生担当は、インターネット環境がない等の理由により、システムを用いた入力が行えず、回収事案の登録ができない事業者の代理で入力を行う。

生活衛生課食品衛生担当は、事業者が回収事案を登録した際、システムの自動配信メールを受信し、その後システムにログインし、回収事案の内容を確認する。なお、当該担当が確認したことは、シ

システムを通じて事業者へ通知される。また、内容に不備がないことを確認した回収事案を、システムを通じて厚生労働省へ報告する。なお、回収事案の情報は、厚生労働省のホームページを通じて消費者へ公開される。

ウ 食品営業許可申請及び届出について

事業者は、食品に関する営業許可の申請及び届出をシステムを介して行う。

生活衛生課食品衛生担当は、インターネット環境がない等の理由により、システムを用いた申請等の入力ができない事業者の代理で入力を行う。

生活衛生課食品衛生担当は、事業者が申請等した際、システムの自動配信メールを受信し、その後システムにログインし、申請等内容を確認する。なお、当該担当が確認したことは、システムを通じて事業者へ通知される。また、申請等内容に不備がないことを確認した後、従来どおりの方法により、許可等の審査及び許可書等の発行を行う。

(4) コンピュータ処理を行う項目について

ア 事業者の基本情報

(ア) 担当者基本情報

- a 氏名
- b 郵便番号
- c 住所
- d 電話番号
- e ファクシミリ番号
- f 所属部署
- g 生年月日
- h 電子メールアドレス

(イ) 事業者基本情報

- a 事業形態（法人，個人）
- b 法人番号
- c 屋号／商号
- d 住所
- e 電話番号
- f ファクシミリ番号
- g 代表者氏名
- h 代表者生年月日
- i 代表者電子メールアドレス
- j 代表者肩書

イ 食品リコール情報

(ア) 届出者情報

- a 郵便番号
- b 電話番号
- c ファクシミリ番号
- d 電子メールアドレス
- e 法人番号
- f 届出者住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
- g 届出者氏名（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名）

(イ) 回収委託先者等情報

- a 郵便番号
- b 電話番号
- c ファクシミリ番号
- d 電子メールアドレス
- e 法人番号
- f 営業者住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
- g 営業者氏名（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名）

(ウ) 製造所又は加工所情報

- a 郵便番号
- b 電話番号
- c ファクシミリ番号
- d 電子メールアドレス
- e 法人番号（製造者又は加工者）
- f 施設の所在地
- g 施設の名称，屋号，商号（法人にあっては，その名称）

(エ) 商品情報等

- a 商品等の一般名称
- b 商品名
- c 食品などの特定情報（形態，容量，消費期限，賞味期限，製造番号，表示事項等）
- d 回収の理由及び内容
- e 回収着手時点における販売状況（販売先，販売日，販売数量等）
- f 回収に着手した年月日
- g 回収の方法（回収方法，回収情報の周知方法，問合せ先，回収品の保管場所，回収終了予定等）
- h 回収状況（販売数量に対する回収数量，回収終了等）
- i 健康被害の発生状況

- j 健康への危険の程度及び内容
- k 画像（商品の全体がわかる画像，表示（食品関連事業者，製造所・加工所，消費期限，賞味期限，製造番号・ロット番号等））
- (オ) 担当者情報
 - a 担当者氏名
 - b 電話番号
- ウ 食品営業許可申請及び届出
 - (ア) 申請者・届出者情報
 - a 郵便番号
 - b 電話番号
 - c ファクシミリ番号
 - d 電子メールアドレス
 - e 法人番号
 - f 申請者・届出者住所（法人にあっては，所在地）
 - g 申請者・届出者氏名（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名）
 - h 生年月日
 - i 食品衛生法第55条第2項（該当の有無）
 - (イ) 営業施設情報
 - a 郵便番号
 - b 電話番号
 - c ファクシミリ番号
 - d 電子メールアドレス
 - e 施設の所在地
 - f 施設の名称，屋号又は商号
 - g 食品衛生責任者の氏名，資格の種類，受講した講習会
 - h 食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別
 - i 食品衛生管理者の氏名，住所，職名，職種，職務内容，選任（変更）年月日，履歴書，資格等を証する書面，資格の種類，営業者に対する関係を証する書面，受講した講習会
 - j 主として取り扱う食品，添加物，器具又は容器包装
 - k 自由記載
 - l 使用水の種類
 - m 自動車登録番号
 - n 自動販売機の型番
 - o 業態
 - p HACCPの取組
 - (ウ) 業種に応じた情報

- a 指定成分等含有食品を取り扱う施設（該当の有無）
 - b 輸出食品取扱施設（該当の有無）
 - c 簡易飲食店営業施設（該当の有無）
 - d 生食用食肉処理を行う施設（該当の有無）
 - e ふぐの処理を行う施設（該当の有無）
 - f ふぐ処理者氏名，認定番号等
- (エ) 添付書類
- a 施設の構造及び設備を示す図面
 - b 水質検査結果
 - c その他資料
- (オ) 営業許可業種
- a 許可番号及び許可年月日
 - b 営業の種類
 - c 備考
- (カ) 営業届出
- a 営業の形態
 - b 備考
- (キ) 廃業年月日
- (ク) 地位を承継する者の情報
- a 郵便番号
 - b 電話番号
 - c ファクシミリ番号
 - d 電子メールアドレス
 - e 法人番号
 - f 届出者住所（法人にあつては，所在地）
 - g 届出者氏名（法人にあつては，その名称及び代表者名）
 - h 生年月日
 - i 被相続人との続柄
- (ケ) 被相続人
- a 郵便番号
 - b 電話番号
 - c ファクシミリ番号
 - d 電子メールアドレス
 - e 被相続人の氏名
 - f 被相続人の住所
 - g 相続開始年月日
 - h 添付書類（戸籍謄本，同意書）
- (コ) 合併により消失した法人

- a 郵便番号
- b 電話番号
- c ファクシミリ番号
- d 電子メールアドレス
- e 法人番号
- f 合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名
- g 合併により消滅した法人の所在地
- h 合併年月日
- i 添付書類（登記事項証明書）

(㊦) 分割前の法人

- a 郵便番号
- b 電話番号
- c ファクシミリ番号
- d 電子メールアドレス
- e 法人番号
- f 分割前の法人の名称及び代表者の氏名
- g 分割前の法人の所在地
- h 分割年月日
- i 添付書類（登記事項証明書）

(シ) 担当者

- a 担当者氏名
- b 電話番号

(5) 安全対策について

ア 本市の安全対策

- (ア) 生活衛生課食品衛生担当は、指紋と指静脈の複合認証によるユーザー認証が行われた情報系端末から、総合行政ネットワーク（L G W A N）を介してシステムと接続する。
- (イ) システムにログインする端末は、生活衛生課執務室内の端末に限定し、利用する端末はワイヤーロックで施錠されている。
- (ウ) 生活衛生課は、事前にシステムの利用者登録を行い、交付されたID及びパスワードを用いてシステムにログインする。システムにログインするパスワードは、定期的に変更する。
- (エ) 交付されたID及びパスワードの利用は、生活衛生課長に使用を許可された食品衛生業務の担当職員に限定する。
- (オ) やむを得ず紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用後は執務室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
- (カ) 事業者がログインするインターネット側のシステムと生活衛

生課がログインするL G W A N側のシステムは、論理的にネットワークが分離されており、相互のアクセスが禁止されたシステムとして設計されている。

イ システム管理者（厚生労働省）の安全対策

(ア) システム管理者は、安全対策を行うため、システム開発業者に情報セキュリティ管理計画書を提出させ遵守させる。当該計画書は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を準拠した厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守している。

(イ) システム開発業者が用意する設計・開発及び運用・保守作業を実施する作業エリアは、外部から侵入が容易にできない管理区域に設置されている。

(ウ) 作業エリアへの入退室は、事前入館申請及び身分証の確認により厳重に管理されている。

(エ) 作業エリアは、火災、水害、埃、振動、湿度及び温度等の影響を可能な限り排除することができる専用の場所に設置されている。

(オ) システムが構築されているクラウドサービスは、ISO/IEC 27017:2015 認証を取得しており、セキュリティ対策が確実に実施されている。

(6) 実施時期（予定）

2020年（令和2年）6月

(7) 添付資料

ア 食品衛生申請等システムについて（概要及びイメージ図）

イ 担当者基本情報及び食品等事業者基本情報（システム入力画面）

ウ 自主回収届（着手／変更／終了）（厚生労働省説明会資料）

エ 営業許可申請・届出等に関する様式（厚生労働省通知）

(ア) 営業許可申請書・営業届（新規、継続／変更／廃業）

(イ) 地位承継届

(ウ) 食品衛生管理者選任（変更）届

オ 情報セキュリティ管理計画書（厚生労働省提供資料）

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

事業者は、インターネットを介してシステムに接続し、事業者の基本情報の登録、食品リコール情報の登録及び食品に関する営業の申請等を行い、生活衛生課食品衛生担当は、総合行政ネットワーク（L G W A N）を介してシステムに接続し、事業者の申請等内容を確認する。インターネット環境がない等の理由により、システムを用いた入力ができない事業者については、生活衛生課食品衛生担当が代理で入力を行う。

本市において、事業者の基本情報、食品のリコール情報及び食品に関する営業の申請等の代理入力を行うため、コンピュータ処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)アの(ア)から(カ)まで及びビの(ア)から(オ)までに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(エ)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ウ)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア), ア(カ)

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(オ)

(オ) 日常的な安全対策

ア(イ), ア(ウ), ア(オ)

イ システム管理者（厚生労働省）の安全対策

(ア) 安全対策を確認できるようにするための措置

イ(イ), イ(ウ), イ(エ), イ(オ)

(イ) その他の安全対策を高めるための措置

イ(ア)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上